## 【新型コロナウイルス関連情報】

## アイルランド北部3県における行動制限措置のレベル4への引上げ 及び全国におけるレベル3の制限強化

(10月15日発出領事メール)

10月15日深夜24時から11月10日まで、アイルランド北部の3県(キャヴァン、ドニゴール及びモナハン)における行動制限措置が、パンデミック対応計画のレベル3から4に引き上げられます。また、上記3県以外は現状のレベル3が維持されますが、家庭訪問の禁止など、行動制限が強化されます。

- 1 10月14日夜、マーティン首相は演説を行い、感染拡大を理由に、10月15日深夜24時から11月10日まで、英国領北アイルランドに隣接する3県(キャヴァン(Cavan)、ドニゴール(Donegal)及びモナハン(Mohaghan))の行動制限措置をパンデミック対応計画のレベル3から4に引き上げる旨発表しました(注:レベル5が最も厳しい措置)。また、マーティン首相は、上記の3県以外は、現状のレベル3を維持するが、他人の家や庭への訪問を原則として全面禁止にする等の行動制限を強化しました。在留邦人及びアイルランド滞在中の邦人の皆様におかれましては、くれぐれもご注意ください。
- 2 上記1のマーティン首相演説後に政府が発表したプレスリリースによれば、上記3県のレベル4は11月10日まで継続し、その時点で政府が状況を見直すとしています。制限の内容は以下のとおりです。
- (1) 社会的集会や家族の集会は認めない。結婚式(客は6人まで)及び葬儀(参列者25人まで)は例外。
- (2) 居住する県にとどまること。必要不可欠な仕事、教育等を目的とする場合は除く。
- (3) 通勤できるのは必要不可欠な働き手のみ。
- (4)必要不可欠な小売業及びサービス業についてのみ、主として屋外においての営業が認められる(注:必要不可欠な小売業・サービス業の範囲は、当国政府が別途発表済。)。その他のあらゆる小売業や個人的サービスは閉鎖される。
- (5)建設活動は継続。
- (6)製造業については、国内外のサプライチェーンに悪影響を及ぼさないために必要なものは 営業を継続。
- (7) 学校及び託児施設は、感染予防措置の下、開けたままとする。
- (8) 高等教育及び成人教育は基本的にオンラインに移行。出席が不可欠な場合は感染予防措置を取る。
- (9)公共交通機関の利用は避けること。乗車人数を25%に減らし運行。(学校による運行には影響しない。)

- (10) バー、カフェ及びレストランは、テイクアウト及びデリバリーでの営業、屋外座席での最大 15 人までの営業に限る。屋内でのサービスは不可。
- (11)食事を提供しないパブは、テイクアウト及びデリバリーでの営業、屋外での最大15人までの営業に限る。屋内でのサービスは不可。
- (12) ホテル、ゲストハウス、B&Bは、現在滞在中の客及び社交・観光以外の必要不可欠な目的の客のための営業に限る。
- (13) ジム、レジャーセンター、プール、博物館・美術館、ギャラリー、その他の文化アトラクションは閉鎖。
- (14) 礼拝はオンラインのみ。祈りの場所は、個人的な祈りのためのみに開けておく。
- (15) 屋外の遊び場及び公園は開けたままとする。
- (16)15人までのグループでの接触を伴わないトレーニングは、屋外であれば可。屋内では個人的なトレーニングのみであり、教室は開かれない。
- (17)試合やイベントは不可。限定的な例外として、プロ級・エリート級のスポーツ、県対抗 試合、競馬については、無観客での開催は可。
- (18) 屋内集会は一切不可。屋外集会は15人まで。
- 3 上記2のプレスリリースによれば、全国における感染状況の悪化を受け、レベル3の下での制限を以下のとおり強化するとしています。
- (1)他人の家や庭への訪問は認めない。ただし、必要不可欠な目的のための訪問は例外とする (例:子どもや、特に一人暮らしの高齢者や脆弱な者の世話)。
- (2)家や庭以外での屋外での集まりは最大2家族から6人までとし、社会的距離を厳格に保つ。
- (3) 観客なしでのクラブ選手権(注:アイルランド式フットボール)の試合実施を許可していた例外措置は廃止。

※次の政府ウェブサイトをご参照下さい。

14日のプレスリリース

https://merrionstreet.ie/en/News-

レベル4の行動制限措置の詳細

https://www.gov.ie/en/publication/dc29a-level-4/?referrer=http://www.gov.ie/level4/

レベル3の行動制限措置の詳細

https://www.gov.ie/en/publication/ad569-level-3/?referrer=http://www.gov.ie/level3/

※9月18日付で日本国大使館が発出した領事メールにて、レベル3の行動制限措置の概要を 案内しており、次のURLからご参照いただけますが、措置の内容は頻繁に変更されていますの で、最新の情報は、前項に掲げる政府ウェブサイトをご参照ください。

https://www.ie.emb-japan.go.jp/files/100095065.pdf

4 政府は、10月14日時点の新型コロナウイルス感染症の累計症例数を45,243件、累積死亡者数を1,835名と発表しました。

https://www.gov.ie/en/press-release/65e6d-statement-from-the-national-public-health-emergency-team-wednesday-14-october/

5 在留邦人及びアイルランド滞在中の邦人の皆様におかれましては、政府の示したガイドラインに従い、感染予防に万全を期してください。

※新型コロナウイルスの最新情報は下記に掲載されています。

<当大使館のウェブサイト>

https://www.ie.emb-japan.go.jp/itpr\_ja/11\_000001\_00004.html

<保健サービス委員会(HSE)の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

https://www2.hse.ie/coronavirus/?source=banner-www

<政府の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

https://www.gov.ie/en/campaigns/c36c85-covid-19-coronavirus/

6 万一、新型コロナウイルス感染症に感染と診断されるなどの場合には、下記代表電話にご連絡ください。

在アイルランド日本国大使館

電話番号 (代表): 01-202-8300

E-mail (領事班): consular@ir. mofa. go. jp